

# こども<sup>☆</sup>誰<sup>☆</sup>でも 通園制度

令和8年4月から  
順次開始！！

すべての子どもたちの育ちを応援する

**新しい通園制度がスタート！**

「保育所に通えるのは、おうちの方が働いているから」

といったこれまでの条件にとらわれず、

子育て中のどんなご家庭もお子さんを

保育所などに預けられるようになりました。

## 利用対象者

剣淵町内に居住する

0歳6か月から満3歳未満で

保育所等※に通っていない子ども

※保育所、幼稚園、認定こども園、  
地域型保育事業所等

## 利用料金

1時間あたり300円

※自治体や施設によって異なります。

※減免制度あり

## 利用時間

一月あたり10時間※の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能

※枠内を超えての利用はできません。

## 実施施設

### 剣淵町保育所

定員：1日あたり3人まで

開所日時：平日（月曜日～金曜日）

午前8時から12時まで

利用方法など詳しくは  
剣淵町ウェブサイトで  
ご確認ください



【お問い合わせ先】健康福祉課こども家庭グループ ☎ 0165-34-3955